

土砂災害防止法によるソフト対策の強化について

【提案先】国土交通省

1. 提案内容

(1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定のための

基礎調査の推進

- ①基礎調査推進のための財源確保
- ②地方負担軽減のため、基礎調査事業の国費率の嵩上げ（1／3→1／2）
- ③地方負担分（一般財源）確保のため、基礎調査事業への起債の充当

(2) 土砂災害警戒区域等指定の推進

- ①土砂災害防止法に関する住民理解の促進
 - ・マスメディアを利用した広報、啓発等
- ②基礎調査による土砂災害リスク情報の公表方法の明確化
 - ・公表時期、公表内容等
- ③区域指定に伴う建築制限等への支援
 - ・特別警戒区域における建築物移転支援の支援措置の充実
 - ・特別警戒区域における建築物の構造規制に対する支援
 - ・警戒区域における建築物の構造強化に対する支援

(3) 市町村の迅速かつ適切な避難勧告の発令支援

- ①基礎調査による土砂災害リスク情報の活用方法の明確化
 - ・警戒避難体制の整備等
- ②都道府県から市町村への土砂災害警戒情報の伝達方法の明確化
 - ・手続、提供内容等
- ③ハザードマップ作成支援
 - ・市町村のハザードマップ作成に対する財政支援

2. 提案の理由

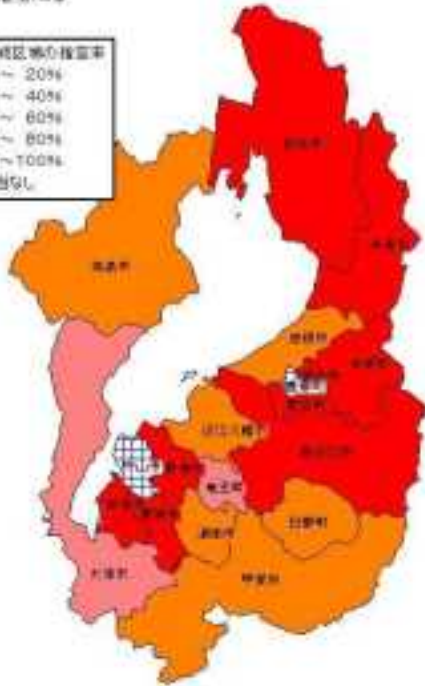
- 本県の土砂災害警戒区域の指定率は7割を超えたところで、全危険箇所の早期指定には基礎調査費の予算拡充が必要。また、区域指定が進まない要因の一つとして関係住民の資産価値低下の懸念があり、住民の理解を促進することが課題。
- 広島市を襲った豪雨は未曾有の土砂災害を引き起こし、多数の尊い人命が奪われた。土砂災害から命を守るため、避難行動をとる判断（避難勧告等発令）ができる知識と情報を、市町や住民に提供することが重要。

(本県の取組状況と課題)

区域指定状況

- 土砂災害警戒区域等の指定状況 3,615箇所 (73.6%)
(平成26年8月29日現在)
- 土砂災害警戒区域の指定完了目標 平成30年度

国土建設院調査(平成24年度調査)



【課題】

- ・大津市では、区域指定率が47%と低い状況。
- ・都市部では、住民の自治会加入率が低く、関係住民への区域指定の説明に時間を要する。
- ・都市部ほど区域指定による住民の資産価値低下への懸念が強い。
(関係市町：17市町)

自治体

○効果事例(平成24年8月13~14日大津南部豪雨時の住民自主避難)



○自主避難に係る経過

【8/13】

- 20:22 大雨注意報発表
- 22:43 大雨警報発表

【8/14】

- 04:20 **土砂災害警戒情報発表**
- 05:00頃 **自主避難開始**
- 06:00頃 **土石流発生**
- 07:05 避難勧告発令

○大津市石山外畑地区において、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定。平成24年8月13日から14日にかけての豪雨時に土石流が発生したが、地域住民は、土砂災害警戒情報の発表後に自主避難をしており、人的被害はなかった。